

「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会 をめざす小金井市条例」案について

以下の点について、質問致します。

1. 定義について

「(社会的障壁) 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」

①この文章が削除された理由について知りたい。

「(共生社会) 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しあいながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう」

① この文章が追加された背景を知りたい。基本理念の第3条にあった説明書きの抜き出し?

2. 第8条 合理的な配慮 について

「(合理的な配慮) 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」

① 各文、かなり省略化された理由と経過について知りたい。

② 「特性に応じた配慮」についての一文が必要。最初の文にいれてはどうか?

例:「市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の

規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について特性に応じた必要かつ合理的な配慮をしなければならない」

3. 第9条 相互理解の促進 と 第10条 教育 について

「(相互理解の促進) 第9条 市は、共生社会の実現に向けて市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする」

「(教育) 第10条 市は、共生社会の実現に向けて市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、幼児、児童、生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする」

① 「相互理解の促進」と「教育」がこの文になった理由と経過を知りたい。

② 第10条の文章は「相互理解の促進」ではないのか?

「教育」の部分に「特性に踏まえた教育を受けられるような措置」の内容が無くなったのはなぜか?

八王子の条例から引用するならば

「(教育)市は、障害者である児童及び生徒がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育を受けることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする」という内容が必要なのではないか?

以上